

中国最新法律 Newsletter

Vol.37



Contents

1

事業再生・倒産

中国における破産に関する近時の傾向



2

新法紹介

- 1 中華人民共和国民法典権利侵害責任編の適用に関する最高人民法院の解釈（一）
- 2 中華人民共和国マネーローンダリング防止法



3

中国からの風便り

中国でのご縁からの出版



中国における破産に関する近時の傾向



弁護士法人大江橋法律事務所

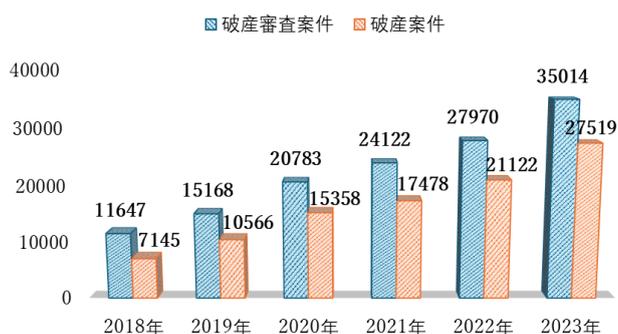
弁護士 松本 亮

PROFILE

1 増加する破産案件

中国の最高人民法院は、2016年8月より「全国企業破産重整案件情報網」というHPにおいて、全国の破産案件に関する情報を公開しているが、当該HPにて1年ごとに破産審査案件数及び破産案件数を検索した結果は以下の表のとおりである。これを見ると、中国の破産案件数は近時増加の一途をたどっていることがはっきりと見て取れる。

破産案件数の推移



データ検索HP：全国企業破産重整案件情報網

<http://pccz.court.gov.cn/pcajxxw/index/xxwsy>

2 中国の倒産制度

中国では、いわゆる企業の破産は、「企業破産法」(2007年6月1日施行)により認められているが、個人の破産は、2021年3月1日以降、深圳において試験的に導入されているものを除き認められていない。もっとも、近時の不動産不況や経済状況の悪化に伴い、経済的に破綻した人が増加していることから、個人破産制度の導入について検討が続けられている。

なお、以前は、外資系企業(日系企業の子会社等)は事実上破産が認められていなかったが、最近では実務上、外資系企業であっても破産が認められるようになってきている。

3 不動産デベロッパーの破産

近時、中国では恒大集団の経営破綻をはじめとする多くの不動産デベロッパーが長引く不動産不況が原因で破産の危機に瀕している。このような不動産デベロッパーのうち、消費者向けマンションの不動産開発プロジェクトについては、完成前から消費者に対して販売し、消費者から代金の全部または一部の支払を受けていることが多い。そのため、仮にこのような不動産デベロッパーが破産した場合には、マンションを購入した消費者に対して多大なる影響を与えることになる。

そこでこのような消費者をいかに保護するかが問題になるが、中国の企業破産法の原則によればどうなるかについて見ておきたい。

企業破産法109条は以下の通り規定している。

破産者の特定財産に対して担保権を有する権利者は、当該特定財産に対して優先弁債権を有するとされており、抵当権等を有する権利者は優先して弁済を受けることができる。

また、企業破産法113条は、債権の弁済順位について、以下の通り規定している。

破産財団が破産費用及び共益費用を優先的に弁済した後、以下の順位により弁済するものとする。

①破産者が未払の従業員賃金、医療、身体障害者補助及び救済費用、従業員の個人口座に振り込むべき未払の基本養老保険費用及び基本医療保険費用並びに法律、行政法規において従業員に至急が義務付けられる補償金

②前項に定める以外の破産者が未払の社会保険費用及び破産者の未払税

③一般破産債権

この点、不動産を購入した消費者は、不動産デベロッパーに対して、当該不動産の引渡請求権を有すること

になるが、仮に不動産デベロッパーが破産した場合、当該債権は、本来抵当権などの担保権に劣後するばかりか、労働債権や税金などの優先債権を支払った後にしか弁済されない一般破産債権となるのが原則である。

しかしながら中国においては、長引く不動産不況において、このような不動産を購入した消費者を保護する必要性が高いことから、「最高人民法院の商品住宅の消費者の権利保護に関する問題の回答」ⁱに基づき、以下のような運用がなされている。

① 自然人である譲受人が居住目的で購入した住宅の代金全額を支払った場合には、当該住宅の引渡請求権は、工事代金優先権、抵当権その他の債権よりも優先する。仮に代金の一部しか支払っていない消費者が、一番の裁判の口頭弁論終結前までに残りの代金全額を支払えば同様とする。

② 仮に住宅が引き渡されず、引き渡される可能性もない場合には、当該住宅の購入者は代金返還請求を行うことができ、当該債権は工事代金優先権、抵当権その他の債権に優先する。

当該通知により、居住目的で不動産を購入した自然人の債権は、いわば超優先債権として保護されることとなっている。その結果、本来優先的に回収を受けることができるはずだった担保権を有する融資銀行や工事優先債権者に影響を与えることになり、予測可能性を害するのではないかという批判も当然あると思われる。しかしながら、このような取り扱いは、良い悪いは別として、破産制度における原理原則に変更を加えることになったとしても、社会の安定を第一に考えなければならないと、中国が判断した結果ではないかと思われる。

以上

ⁱ 最高人民法院关于商品房消费者权利保护问题的批复

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

1 中華人民共和國民法典權利侵害責任編の適用に関する最高人民法院の解釈（一）

2 中華人民共和國マネーローダリング防止法

1. 中華人民共和國民法典權利侵害責任編の適用に関する最高人民法院の解釈（一）

「中華人民共和國民法典權利侵害責任編の適用に関する最高人民法院の解釈（一）」（以下、「同解釈」という。）は2024年9月26日に公布され、同年9月27日に施行されている。同解釈は合計26条からなり、主に以下の分野における具体的な権利侵害責任を定めている。

（1）被後見人の不法な連れ去りに関する権利侵害責任

被後見人が不法に後見人から連れ去られた場合、後見人は、後見人としての地位の回復に要した費用等の財産的損害の賠償を請求することができ、その結果、親族関係に重大な損害が生じた場合には、精神的損害の賠償を請求することができる。また、被後見人が後見人から連れ去られた期間中に死亡した場合には、人身損害の賠償及び後見関係の侵害による損失の両方を請求できる。

（2）保護者の責任、不法行為の教唆・幫助責任、教育施設の責任

民事責任無能力者または民事制限行為能力者が他人に損害を与えた場合、その後見人は不法行為による賠償責任を負い、その賠償費用は、まず被後見人の財産から支払われ、不足分は後見人が支払い、後見の職責を受託した者は、その過失の範囲内で後見人と共同して責任を負う；

離婚した夫婦の未成年の子が他人に損害を与えた場合、離婚した夫婦は共同して権利侵害責任を負い、その子と養育教育関係を形成していない継父または継母は責任を負わない；

民事責任無能力者または民事制限行為能力者に不法行為を教唆または幫助した者は、不法行為について責任を負い、後見人は、後見人としての職責を果たしていない範囲において、教唆者または幫助者と共同して責任を負う；

民事責任無能力者または民事制限行為能力者が、幼稚園、学校その他の教育機関における就学または生活中に、教育機関以外の第三者から人身損害を被った場合、第三者と教育機関が共同被告であり、法律に従って権利侵害の責任を

負うべき場合、教育機関は、人民法院が法律に従って第三者の財産の強制執行を行った後もなお義務を履行できない範囲において、その過失に相応する補充責任を負う。

（3）雇用先責任及び労務派遣関係における権利侵害責任
労務派遣の期間中、派遣社員が業務を遂行した結果、他人に損害を与えた場合、派遣を受け入れた使用者は権利侵害責任を負い、労務派遣会社に過失がある場合、労務派遣会社はその過失の範囲内で、派遣を受け入れた使用者と共同して責任を負う。

（4）製造物責任

欠陥製品に起因する製品自体の損害（すなわち製品の自損）が製造物責任賠償の範囲に含まれることを明確にする。

（5）自動車事故の賠償責任に関する適用規定

組み立て車両または廃棄基準に達した自動車を売買などで譲渡し、交通事故が発生して損害を与えた場合、譲渡人または譲受人は権利侵害の責任を負う；

法令に基づき強制保険に加入していない自動車が交通事故により損害を与えた場合、事故責任者と強制保険加入義務者が同一人物でないときは、事故責任者が責任を負い、強制保険加入義務者は強制自動車保険の賠償責任の範囲内で事故責任者と共同して責任を負う。

（6）狂暴な犬などの危険動物による損害賠償責任

飼育が禁止される狂暴な犬などの危険動物による損害賠償責任には免責が適用されないことが明示されている。

（7）高所からの物品投棄や落下物による損害賠償責任

プロパティサービス企業や他の建物の管理者は、建物からの物品投棄、落下物を防止するために必要な安全対策を講じせず、他人に損害を与えた、特定の侵害者が責任を負い、必要な安全対策を講じないプロパティサービス企業や他の建物の管理者は、人民法院が特定の侵害者の財産の強制執行を行った後もなお義務を履行できない範囲において、

その過失に相応する補充責任を負う。侵害者を特定することは困難である場合、必要な安全対策を講じないプロパティサービス企業や他の建物の管理者は、その過失に相応する責任を負う。

2. 中華人民共和国マネーロンダリング防止法

「中華人民共和国マネーロンダリング防止法」は2007年1月1日に施行されており、今回の改正は2024年11月8日に採択され、2025年1月1日に施行される。今回の改正（以下「改正法」という。）で注目すべき点は以下の通りである。

(1) 境外管轄権の導入

主権と安全を危険にさらし、国民、法人、その他の組織の合法的な権利と利益を侵害し、国内の金融秩序を混乱させる中国国外でのマネーロンダリングおよびテロ資金調達活動は、改正法および関連法律の規定に従って対処され、その法的責任を追及することが可能である。

(2) マネーロンダリングへの監督の強化

工商登記の際には、受益者（法人または非法人組織を最終的に所有または実質的に支配する自然人、あるいは法人または非法人組織の最終的な利益を享受する自然人）に関する情報を提出しなければならず、金融機関は受益者を独自に監査し特定しなければならない。

マネーロンダリング防止を担当する行政当局の監督責任、マネーロンダリング防止を担当する行政当局の監督検査措置及び手続を明確に規定し、マネーロンダリング防止の監督検査のプロセスを規定する。

法定金額基準を超える現金および持参人払いの証憑を含む、出人国の人員の申告範囲を明確にする。

(3) 金融機関、特定非金融機関、事業者及び個人のマネーロンダリング防止義務

金融機関のマネーロンダリング防止義務として、マネーロンダリング防止に係る内部管理体制の整備やマネーロンダリングリスクの定期的な評価、顧客デュー・ディリジェンスの履行、顧客識別情報や取引記録の保存、大

口・疑わしい取引の報告、必要に応じて取引の態様・金額・頻度の制限、業態の制限、取引の拒絶、取引関係の解消等のマネーロンダリングリスク管理措置の採用、マネーロンダリング防止に関する情報共有の仕組みの明確化等が挙げられる。

特定非金融機関のマネーロンダリング防止義務として、特定業務を行う際には、金融機関のマネーロンダリング防止義務の履行に関する関連規定を参照し、業種の特性、業務の規模、マネーロンダリングリスクの状況等に応じて、マネーロンダリング防止義務を履行することが求められる。

事業者および個人の反マネーロンダリング義務として、事業者及び個人は顧客デュー・ディリジェンスに協力すべきこと、顧客デュー・ディリジェンス措置への協力を拒否した場合の結果について規定されている。加えて、事業者及び個人は、テロ関係者リストに関して、特別なマネーロンダリング防止措置を講じなければならないが、これには、リストに記載された人物、その代理人、組織及びその指示のもとにある人物、又はそれらによって直接的若しくは間接的に支配されている組織に対する金融その他のサービス又は資金若しくは資産の提供を停止し、当該資金若しくは資産の移転を直ちに制限すること等が含まれる。

(4) マネーロンダリングに対する国際協力：国境を越えた協力と情報共有メカニズム

マネーロンダリング対策における国際協力は、平等と互惠の原則に基づくべきであると強調されている。国内の金融機関が国外の組織にマネーロンダリング防止へ協力することに関する特別規定が設けられている。

(5) 法的責任：罰則の強化

マネーロンダリング防止違反に対する罰則の範囲と罰則が強化されている。違反の状況および違反の結果の重大性に応じて、董事、監事、高級管理職およびその他の直接責任者に対して、より厳格な罰則が課される。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ／配信申込・停止申込☒メールアドレス：info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを提供したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

私は、2010年7月に北京に留学のために渡航したため、今年で14年が経過し15年目に突入したことになりますが、これまで数えきれないくらい多くの人と仕事やプライベートを通じてご縁を紡がせていただいたと本当に感謝しています。

中国にいと現地の中国人と知り合う機会も多いですが、それ以上に駐在されている日本人と知り合う機会の方が多いいと思います。仕事でお世話になっている方々はもちろん、ゴルフや飲み会などのプライベートでもたくさんの方と親しくさせていただく機会があります。例えば出身都道府県（私は大阪）の会や大学の同窓会、趣味（ソフトボール、ダイビングやゴルフ等）の会、最もクローズな会としては、「マツモト（松本又は松元）」という名前の人だけの会など、とにかく色々な集まりが結成されており、現地情報誌に掲載されて新メンバーを募っていたりしております。そのような会で新しい方と知り合う機会も多いですし、定期的に開催されている上海商工クラブの集まりや、様々な名目で開催されるゴルフコンペでも知り合う機会が多いです。

これは海外にいるからだろうと思いますが、中国で知り合った場合、日本で知り合った場合以上に、頻繁かつ深くお付き合いさせていただくことが多く、日本への帰国後も連絡を取らせていただいている方は数えきれません。このような方々とのご縁は本当に一生ものだと大変感謝しております。

2024年11月1日に「基本からわかる中国法務・税務Q&A」という本を発刊させていただきましたが、その共同著者である税理士の森村元先生もそのうちの一人です。森村先生とは、10年以上前に、とある大連にある日系子会社の案件で一緒させていただきました。その案件は、最初清

算を予定していたものの、幹部に対して説明会をしたところ、幹部から、清算はもったいない、資金を集めるから持分譲渡してほしいという話が出てききて、急遽MBOに切り替えたという思い出深い事案です。その頃から時々一緒にセミナーさせていただいたり、定期的に会って食事させていただいたりしておりましたが、2年ほど前に森村先生と一緒に本を出さないかと誘われたのがきっかけです。私は当時、安請け合いましたものの、忙しさにかまけてなかなか筆が進まず、期限を区切って作業を進めながら、途中、所内の竹田弁護士にも声をかけて、ようやく出版までこぎつけることができました。

この本は、現地法人に駐在している方や、中国に子会社を有する親会社の法務の方をターゲットに、基本的な事項についてQ&A方式で網羅的に説明しており、何か問題になったときにきっかけとして開いていただくには適した内容になっていると思います。特に中国では法務と税務が一緒に問題になるケースが多いですが、これらの内容が一冊の本になっているものはほとんどなかったため、有用な場面も多くあるのではと考えております。是非、本屋で手に取ってご覧いただけますとうれしく思います。最後は宣伝のようになってしまいましたが、これも一つのご縁からの成果物だと思っております。

今これまで既に交流させていただいている皆様はもちろん、今後も出会うであろうたくさんの方々についても、ご縁を大切にさせていただきたいと思っております。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。